

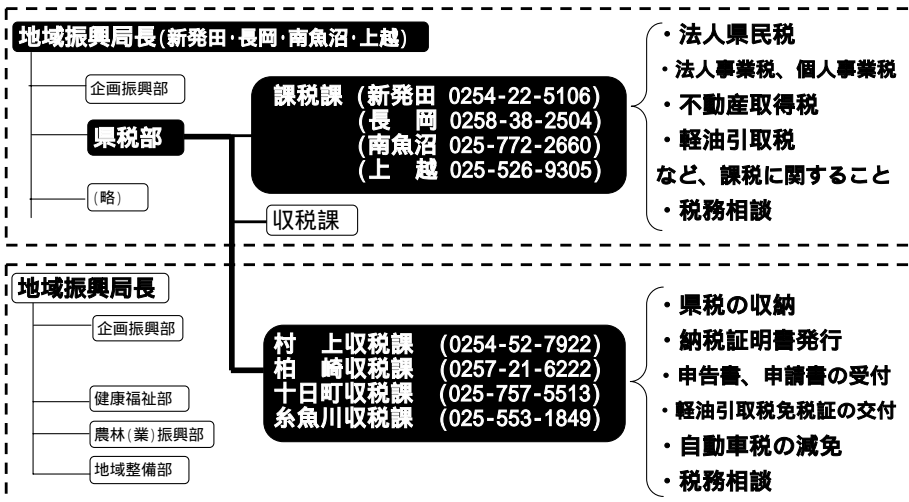
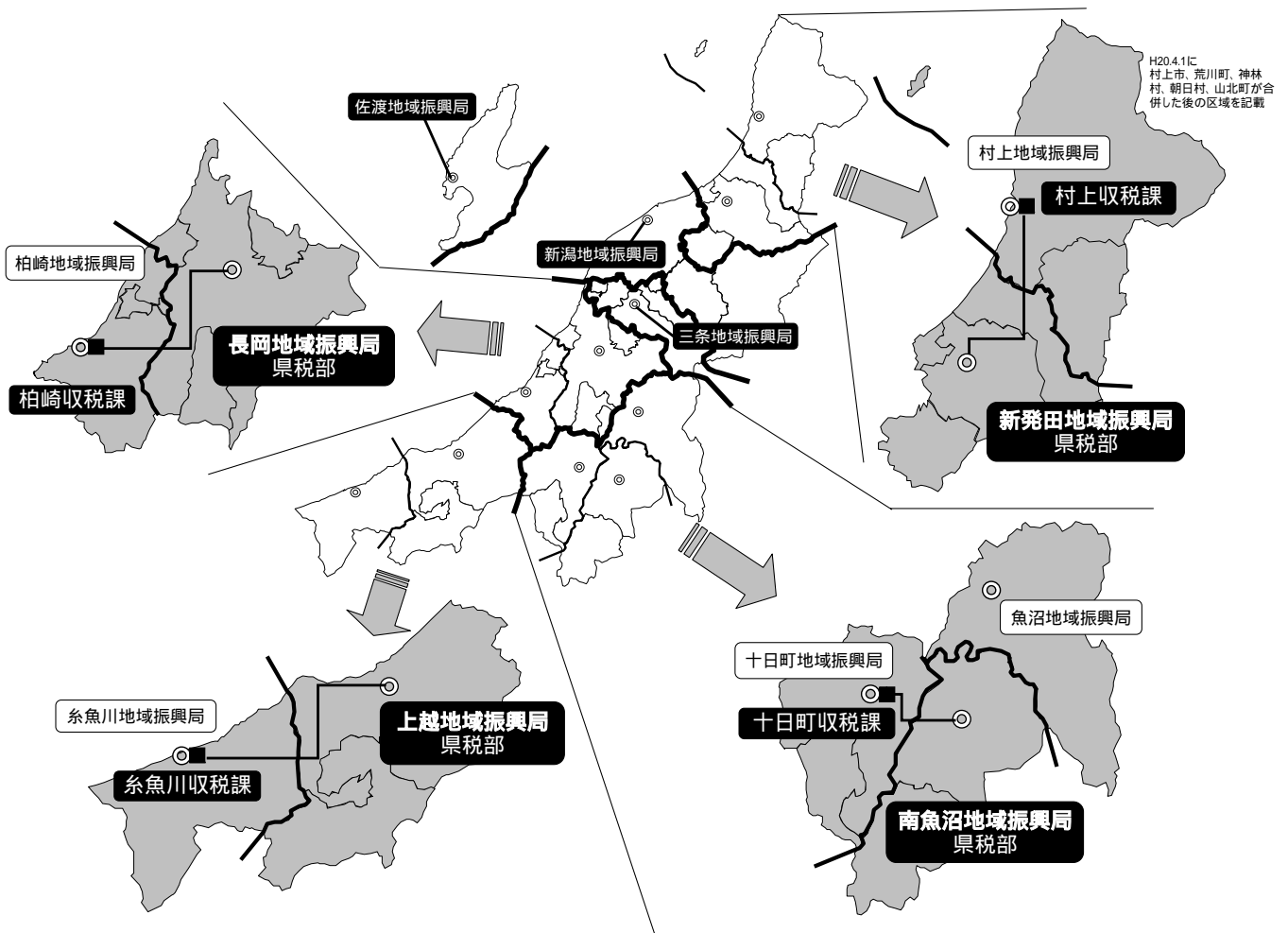
4月から県税や地域福祉を担当する県の部署が変わります

高い専門性を確保しながら、簡素で効率的な行政運営を行うため、県税や地域福祉に関する事務の一部について、4月から、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越、佐渡の7つの地域振興局に集約して担当します。

1 県税に関する事務

「県税に関する事務」のうち、法人事業税、不動産取得税などの「課税に関する事務」について、7つの地域振興局に集約して担当します。

なお、県民の皆さんに身近な申告書・申請書の受付、税務相談などについては、これまでどおりの地域で対応できるよう、各地域振興局庁舎に収税・窓口事務を行う「地域収税課」を設置します。



県民の皆さんにお知らせする納税通知書の発行者は、次の地域振興局長となりますのでご注意ください。

- ・村上地域 新発田地域振興局長
- ・柏崎地域 長岡地域振興局長
- ・十日町地域 南魚沼地域振興局長
- ・糸魚川地域 上越地域振興局長

新潟地域振興局についても、4月から「課税に関する業務」を集約して担当します。(裏面参照)

魚沼地域における県税業務については、従来から南魚沼地域振興局が担当しています。

三条地域振興局、佐渡地域振興局はこれまでどおりです。

2 保健・福祉に関する事務

(1) 地域福祉に関する事務


老人福祉、児童福祉及び障害福祉に関する事務について、7つの地域振興局に集約して担当します。

なお、母子寡婦福祉資金の貸付など、県民の皆さんに身近な窓口事務については、これまでと同じ地域振興局健康福祉部で引き続き担当します。

(2) 生活保護に関する事務

町村の区域における生活保護に関する事務について、新発田、新津、三条、長岡及び南魚沼の地域福祉事務所（地域振興局に併置）に集約して担当します。

なお、生活保護の申請等は、これまでどおり町村役場が窓口となり対応します。

町村	平成19年度まで	平成20年度から
関川村、粟島浦村	村上地域福祉事務所	
川口町	魚沼地域福祉事務所	
津南町	十日町地域福祉事務所	
刈羽村	柏崎地域福祉事務所	
		新発田地域福祉事務所 （新発田地域振興局健康福祉環境部） 0254-22-1604
		南魚沼地域福祉事務所 （南魚沼地域振興局健康福祉環境部） 025-772-8138
		長岡地域福祉事務所 （長岡地域振興局健康福祉環境部） 0258-33-4930

聖籠町、阿賀町、弥彦村・田上町、出雲崎町、湯沢町はこれまでどおりです。

(3) 見附市域の保健・福祉に関する事務

見附市の区域における保健・福祉に関する事務は、これまで三条地域振興局健康福祉環境部（児童相談等は中央福祉相談センター）が担当してきましたが、4月から長岡地域振興局健康福祉環境部が担当します。（平成20年2月県議会に關係条例提案）

3 新潟地域振興局「新津支局」の見直し

新潟地域振興局の所管区域のうち、新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町を担当する「新津支局」を見直し、事務の効率化・迅速化を図ります。
これに伴い、県税など一部の事務の担当部署が変わるほか、名称が変わる部署があります。

平成19年度まで	平成20年度から	所在地
新津支局県税部	県税部新津収税課	新潟市秋葉区 (変更なし)
新津支局健康福祉環境部 └ 環境センター	健康福祉部	
新津支局農業振興部	新津農業振興部	
新津支局地域整備部	新津地域整備部	

平成20年3月



お問い合わせ 行政改革推進室 電話 025-280-5011